

前橋市建設工事等最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号）第7条第3項の規定に基づき、前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）の競争入札に係る最低制限価格の設定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 最低制限価格は、競争入札に付する設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1億円未満の建設工事及び競争入札に付する測量、建設コンサルタント業務等について設定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事等については、最低制限価格を設定しないものとする。

- (1) 随意契約による工事等
- (2) その他市長が特に認める工事等

(建設工事に係る最低制限価格の算出方法)

第3条 建設工事に係る最低制限価格の算出方法は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費相当額に10分の6.8を乗じて得た額

2 建築工事、建築設備工事及び解体工事等において、直接工事費から現場管理費相当額を減じる。また、現場管理費には現場管理費相当額を加える。なお、直接工事費と現場管理費相当額とに区分することが困難な場合は、直接工事費に10分の1を乗じた額を、また、昇降機設備工事等の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事は、直接工事費に10分の2を乗じた額を直接工事費から減じ、現場管理費に加え現場管理費相当額とする。

3 機械器具設置工事等機器費を直接工事費に含まない建設工事にあつては、第1項第1号及び同項第3号を次に掲げる額とする。

- (1) 直接工事費には10分の9.7を、機器費には10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 現場管理費相当額及び据付間接費の額を合計した額に10分の9を乗じて得

た額

(測量、建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格の算出方法)

第4条 測量、建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格の算出方法は、次に掲げる業種区分に応じ、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

(1) 測量

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額。ただし、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額。ただし、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

(3) 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの）

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額。ただし、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

(4) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額。ただし、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.

5 を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、3 分の 2 を乗じて得た額とする。

(5) 補償関係コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの）

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額。ただし、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

(入札の執行)

第 5 条 契約監理課長は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、これらの者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、原則として、入札を不調とするものとする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。